

講義 第14回～15回 2020.1.17 & 24 (金)

**図書館司書の視点から、生涯学習プランを作成し発表する**

第1時限 メニュー

1. 講義 9:00～10:00
2. 演習 10:00～10:30

**1. 図書館の定義・目的・奉仕（事業）**

① 図書館法 第二条：定義

この法律において「図書館」とは、  
図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、  
地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

② 図書館法 第三条：図書館奉仕

図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

1. 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供すること。
2. 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
3. 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。（レファレンスサービス）
4. 他の図書館と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
5. 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
6. 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
7. 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
8. 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
9. 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

**2. 図書館司書の役割 第13回講義レジュメ・資料参照**

【 図書館司書の視点から、生涯学習プランを作成する 】

2020年1月24日提出 学籍番号

氏名

1	Why	ねらい (目的)	
2	What	学習内容	
3	Who - Whom	指導者および対象	
4	Where	会場	

5	When	実施時期	
6	How	学習形式	
7	Money	予算	
8	期待できる成果		

- ◆ 上記の内容をふまえて、パンフレット（チラシ）を作成する。
- ◆ パンフレットをもとに、プログラムを紹介する。